

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令参照条文

目次

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）（抄）	1
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）（抄）	1
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）	3
人事院規則一六〇（昭和四十八年十二月一日施行）（抄）	5

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）（抄）  
（給付の種類）

第五条 この法律により行う給付の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養給付（警察官の職務に協力援助した者（以下「協力援助者」という。）が負傷し又は疾病にかかった場合における必要な療養又は当該療養に要する費用の給付）
  - 二 傷病給付（協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治つていない場合において存する障害に対する給付）
  - 三 障害給付（協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治つた場合においてなお存する障害に対する給付）
  - 四 介護給付（協力援助者が傷病給付又は障害給付の給付の事由となつた障害により必要な介護を受けている場合における給付）
  - 五 遺族給付（協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付）
  - 六 葬祭給付（協力援助者が死亡した場合における葬祭を行う者に対する給付）
- 2 前項に掲げる給付のほか、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、そのため従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合において、他に収入のみちがない等特に必要があるときは、休業給付を行うことができる。

（給付の範囲、金額、支給方法等）

第六条 前条の給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、国が行う給付については、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定を参しやくして政令で定める。

2 （略）

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）（抄）  
（給付基礎額）

第五条 法第五条に規定する給付（療養給付及び介護給付を除く。）を行うには、給付基礎額を基準として行う。  
2 給付基礎額は、八千八百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二

百円を超えない範囲内においてこれを増額した額をもつて給付基礎額とすることができる。  
3) 4 (略)

(介護給付の範囲、金額及び支給方法)

第七条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受け権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国家公安委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十三項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第七項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。))を受けている場合に限る。)

三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として警察庁長官が定めるものに入所している場合

2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護給付に係る障害(障害の状態に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。))において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く)

。その月における介護に要する費用として支出された額(その額が十万四千五百三十円を超えるときは、十万四千五百三十円)

二 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護給付の給付の事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要

する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が五万六千七百二十円以下である場合に限る。〕 五万六千七百二十円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千二百七十円を超えるときは、五万二千二百七十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合）にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千三百六十円以下である場合に限る。〕 二万八千三百六十円

○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）

（平均給与額）

第四条 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第四項において単に「事故発生日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号のいずれかによつて計算した金額を下らないものとする。

一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合において、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合において、その部分の給与の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、

通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特地勤務手当（同法第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。

3）5（略）

（補償の種類）

第九条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償
- 二 休業補償
- 三 傷病補償年金
- 四 障害補償
  - イ 障害補償年金
  - ロ 障害補償一時金
- 五 介護補償
- 六 遺族補償
  - イ 遺族補償年金
  - ロ 遺族補償一時金
- 七 葬祭補償

（介護補償）

第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受け権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支

給は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して人事院規則で定める額とする。

○人事院規則一六 ○（昭和四十八年十二月一日施行）（抄）

（介護補償に係る障害）

第二十八条の二 補償法第十四条の二第一項の人事院規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、次の表に定める障害とする。

表（略）

（介護補償の月額）

第二十八条の三 介護補償の月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 介護を要する状態の区分が前条の表常時介護を要する状態の項に該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十万四千五百三十円を超えるときは、十万四千五百三十円）

二 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が五万六千七百二十円以下であるときに限る。） 五万六千七百二十円（新たに介護補償を支給

すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

三 介護を要する状態の区分が前条の表随時介護を要する状態の項に該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千二百七十円を超えるときは、五万二千二百七十円）

四 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千三百六十円以下であるときに限る。）二万八千三百六十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

（介護を要する状態の区分に変更があつた場合の介護補償）

第二十八条の四 介護補償を受ける者に係る第二十八条の二の表に掲げる介護を要する状態の区分に変更があつたときは、当該変更があつた月の翌月から、当該変更後の介護を要する状態の区分に応ずる月額の介護補償を行うものとする。